

令和3年（ネ）第 号安保法制違憲・国家賠償請求控訴事件

控訴人 海保 寛 外

被控訴人 国

控訴審第3準備書面 (新安保法制法の本質と国民の権利・利益侵害の具体的危険)

令和 4 年 2 月 28 日

福岡高等裁判所 宮崎支部 民事部 御 中

控訴人ら訴訟代理人

弁護士 後 藤 好 成

弁護士 松 田 幸 子

弁護士 久保山 博 充

弁護士 山 田 秀 一

弁護士 江 原 健 太

他 2 2 名

第1 はじめに

第2準備書面においては、新安保法制法の本質が米軍支援法であり、そのことによって日本が直接日本防衛に関係のない国際紛争に軍事的に加担させられ、多くの犠牲を覚悟しなければならないことを主にドイツや韓国の例を引いて論じた。また、原審準備書面（22）においては、日米安保条約、自衛隊法、各事態対

処法、国民保護法の観点から新安保法制法が国民に対してどのような状況をもたらすかを論じた。本準備書面においては、甲 B159 号証（動画「戦場から見た憲法 9 条」で示されたアフガニスタンにおける戦争の実態—新安保法制法によって日本も直面することになる）と、甲 B163 号証の 1～3（動画「防衛フェリー」「行って見たら戦場だった」前編、後編）に示された現に進んでいる民間人動員の実態を通して、「現に武力攻撃が行われ、あるいはその直前でなければ具体的危険性もその可能性もない」とする原判決が、いかに非人道的で国民の人権と控訴人らの内面規範・やむにやまれぬ戦争回避の心情を理解しないものであるかを明らかにする。

第 2、戦争・戦場の実態（動画「戦場から見た憲法 9 条」—甲 B159 号証が証明するもの）

ア 新安保法制施行前

(ア) 2001年10月から始まったアフガン戦争の際、米国政府（アーミテージレポートで有名な当時アメリカの国務副長官であったアーミテージ）は日本政府（柳井俊二駐米大使）に対し、「ショー・ザ・フラッグ（日の丸を見せろ）」と圧力をかけた。

これに対し、日本政府は、現行憲法の枠内で何ができるかを検討し、時限立法としての「テロ対策特別措置法案」を立案し、可決させた。

これにより、「非戦闘地域」での自衛隊の後方支援への途が開かれた。しかし、当時は現行憲法の縛りがあり、アフガニスタンの国土に自衛隊が展開することも戦闘地域での後方支援もしなかった。

(イ) アフガン戦争に引き続き、2003年3月に始まったイラク戦争の際、当時の米国政府（ローレス国防次官補代理）は日本政府に対し、「ブーツ・オン・ザ・グラウンド（地上部隊の派遣を）」と圧力をかけた。

これに対しても、政府は現行憲法の枠内で何ができるかを検討し、同じく時限立法としての「イラク特別措置法案」を立案し、可決させた。これにより、非戦闘地域であるとされたサマワに陸上自衛隊が派遣され、また、航空自衛隊は秘密裏にアメリカ兵をクウェートからバクダッドまで空輸した。

しかしサマワで戦闘が行われていたことは、存在しないとしてきた陸自イラク部隊の日報を2018年4月16日に防衛省が公表したことで判明した（甲 C11-52）。

また、米兵の空輸が「イラク特別措置法」に違反するのみならず、憲法 9 条で禁じられている武力行使に該当すること、すなわち憲法 9 条に違反する後方支援であること、そして平和的生存権が具体的権利であ

ることが名古屋高裁判決等で明らかにされたことは従前から主張しているところである。

イ 米国の行う戦争の実態

米国が始める戦争が正義に反し残酷極まりないという実態,及び戦場というものの危険性,そして日本が憲法9条を持っていることの意義について,アフガニスタン,イラクなどの中東の紛争地域を取材してきたフリージャーナリストの西谷文和氏が制作したドキュメンタリー「戦場から見た憲法9条」(甲B159)に事実として記録されている。以下に象徴的な場面を引用する。

(ア) アフガン戦争と憲法9条

- i 2001年9月1日に米国ニューヨークで同時多発テロが勃発(甲B159の10秒)すると,ブッシュ大統領はすぐに報復,つまりテロとの戦いを宣言した。「我々は,テロリスト達と支援者達を区別しません。アメリカと私達の友邦,同盟国は世界の平和と安定を望む人々に加わり,テロリズムに勝つために共に立ち上がります。」(10秒～)。

そしてわずか一か月後,アフガン戦争が始まり同盟国(主にNATO軍)は集団的自衛権を行使して参戦した(26秒～)。

激戦地・カンダハルにはカナダ軍が派兵された。2009年10月 カンダハル州カンダハル市(32秒～)。

- ii カンダハル唯一の大きな病院ミルウェイズ・リージョナルホスピタルには,毎日のように,戦争被害者がかつぎこまれている(1分6秒～)。

全身大やけどを負った少女が連れて来られた。医師「名前はアッサン・ビビです。彼らは遊牧民で,夜はテントを張ってキャンプ生活,夜間に空爆された。爆弾を落とされてテントが燃え上がった。」少女「神様どうか助けて下さい。」(1分16秒～)

左胸と左肩を負傷している少年がいる。医師「銃撃された。」男性「撃たれた時は家の外にいて,タリバンなのか,米軍なのか分かっていない。」少年「(肺呼吸のリハビリが辛いので)もうできないよ。」医師「銃弾が肺を貫通,そのリハビリ訓練中だった。」(1分52秒～)

左腕にギブスを巻き,ベッドに横たわる14才の少年。西谷「誰にやられたの?」医師「ウルズガン州の自宅前で,遊んでいたら,ロケット弾が飛び込んできた。ISAF軍(国際治安支援部隊。実質はNATO軍)のロケット弾だ。米軍かも。」別の医師「イタリア軍の可能性が高い。米軍かイタリア軍だろう。西谷「もう左手が死んでいるので切断しないとだめですね。」(2分20秒～)

左頬から顎を負傷した大人の男性がいる。西谷「何日前に米軍に撃たれた

の？」男性「18日前」西谷「なぜ米軍が撃ったの？」男性「なぜか分からない。」「カンダハルで。」「この近くだよ。」負傷した男性は下半身が無い状態（2分48秒～）

右足を撃たれた少年がベッドに横たわっている。医師「足を撃たれた。」西谷「誰に撃たれたの？」少年「米軍だ。」医師「道路脇で薪を集めていただけだった。米軍の車列が通りすぎて行く時に薪を集めていたら米軍が来たので立ち上がって眺めただけで銃撃された。」西谷「この子を自爆テロリストと間違えたんだ！」（3分2秒～）

iii 西谷「当時日本は、集団的自衛権を行使できなかったのも日本は唯一軍隊を送らなかった。このことをタリバンはどう思っているのだろうか。」「私は今、元タリバンの外務大臣のムタワッキルさんのご自宅にお邪魔しています。」（5分3秒～）

西谷「自爆テロについて、（自殺を禁じている）イスラム教の教えに背くのではないですか」ムタワッキル「この戦争はバランスを欠いている。米軍・ISAF軍は最新兵器で武装し、タリバン側は何もない。村々が空爆されていて、自爆テロはその報復なのだ。」（5分50秒～）

iv ムタワッキル「その上で日本の人々に感謝したい。アフガンに軍隊を送らなかった。 私たちは殺されたくないし殺したくない。私たちはもう何年も戦争と貧困の中にいる。これ以上の軍隊も殺戮もいらない。だから日本を賞賛する。」（6分31秒～）

v ムタワッキル「ただ日本は米軍の戦闘機に給油している」「これは良くない。その戦闘機が町や村を空爆しているのだ。」「戦争前の日本政府の支援には感謝している。例えばカブール国際空港を作ってくれた。学校もたくさん建ててくれた。日本は国際社会に影響力を持っているのでぜひ和平交渉の仲介役になってほしい。」（7分5秒～）

vi 西谷「日本の平和憲法第9条を知っていますか？」ムタワッキル「（憲法9条を）知ってるよ。訪問に感謝する。」【映像：西谷とムタワッキルが握手】（7分34秒～）

(イ) イラク戦争と憲法9条

i アフガン戦争に続いて、アメリカは、戦争をイラクに飛び火させた。

2003年3月20日のニュース映像、ブッシュ（子）大統領「国民の皆さん、この時間アメリカならびに多国籍軍はイラクの武装解除および解放のため、また世界を重大な危機から守るため軍事行動を開始しました。」このときバグダッドでは猛烈な空爆が始まっていた（7分57秒～）。

しかし後になってイラク戦争の理由がことごとく間違った情報によるものと判明した。2005年12月14日、米国ブッシュ（子）大統領の映

像。ブッシュ（子）大統領「(大量破壊兵器などの)情報の多くは結果的に間違っていました。」大量破壊兵器はなかったしフセインはアルカイダとつながってもしなかった(8分20秒～)

【ブッシュ大統領と小泉純一郎首相の映像】ブッシュ大統領「日米は強固な軍事同盟で結ばれ…」小泉首相「世界の首脳でブッシュ大統領ほど心を感じる友情を感じる…」だから、自衛隊はイラクへGO!(8分33秒～)

ii 2006年7月、陸上自衛隊がサマワから撤退すると航空自衛隊の任務が激変した。

撤退前は陸上自衛隊の空輸が主な任務で60%を占めていた。米軍とその関係者の輸送は約36%。撤退後は全体の約8割が米軍とその関係者の輸送になった(8分54秒～)。

iii この頃、バグダッドで何が起きていたのだろうか？

【映像：バグダッド市街】【映像：大量の出血をして倒れている死体】

米兵 撃つなって？ヤツらが道を通さなかったんだぜ？

記者 一体あなたたちは何しに来たのよ！？

米兵 ごちゃごちゃ言うなよ！俺たちはイラクに金を払っただろ！経済を復興させる為に来たんだよ！

記者 これが経済復興なの？

日本は大量の米兵をイラクに運び入れてしまった。そして、イラク各地では、こんな事件が多発していた。日本は「間接殺人」を犯してきたことにならないだろうか(9分18秒～)。

iv イラクに派兵された米兵はこの戦争でどんな経験をしたのだろうか。

イラク戦争に従軍されたネイサン・ルイスさんはベテランズ・フォー・ピース(VFP)メンバー。ネイサン・ルイスさんはイラク戦争で毎日、恐怖を感じ、極度に危険であったと述べている。任務で最も危険だったのは「武器弾薬を移動させることでした。交通事故・衝突事故が起こったり、トラックが横転して、運転手を救出したり」と述べている(10分8秒～)。

v 2004年4月バグダッド。たった今、ロケット弾攻撃で米兵2人が殺された。アメリカのトラックが燃えています。ちょうど今攻撃があった模様です。アメリカのトラックが燃えています。5分前、ゲリラに撃たれたアメリカのトラックです。

ネイサン・ルイス「交通事故・衝突事故が起こったり、トラックが横転して、運転手を救出したり、そういうことは日常的なことでした。」(11分5秒～)

vi 2008年3月、西谷はイラクで9歳の少年、ディア君と出会った。背中には大きな傷跡、バグダッドでの通学途上、米兵に狙撃されてしまったのだ。銃弾は体内に入ってから爆発するタイプだった。現在もなお50を越える破片

が体内に残る。歩くことのできない少年は学校に行かなくなった 元気な友人の姿を見るのが耐えられないのだ。

通訳 将来はサッカー選手になりたかったんだね？ 少年 うん。

【映像：少年が泣いてしまう 父親が少年にキスをする】

父親 さあ顔を上げて…質問に答えなさい… (15分42秒～16分44秒)

vii 父親は裁判記録を持っていた。イラクの裁判所が米兵の犯罪を証明している。

西谷 【映像：裁判資料を指さしながら】「Coalition forces」これがアメリカ軍です。「because」なぜならば彼らは「have fired」撃ちました, 「his son Dhia」彼の息子ディアを

元気だったころのディア君の写真

イラクの裁判所が米兵の犯罪を認めているにもかかわらず, 米国は, 銃撃したことを否定。未だにディア君へ, 何の補償もない。

ディア君の弟 僕はお医者さんになって, お兄ちゃんを助けてあげたいんだ!

【映像：通訳の青年は泣いている 弟も涙をぬぐっている】

通訳 (弟の言葉) 日本のみなさん どうかお兄ちゃんを歩かせてあげて (16分45秒～17分42秒)

(ウ) 南スーダンへの自衛隊派遣と憲法9条

i イラク戦争 (アフガン戦争も) に協力してしまった日本, 本来ならちゃんと総括・反省しないとイケないのに日本はまたしても2012年から2017年まで南スーダンに自衛隊を派兵してしまった。

2017年7月, 西谷は東京の日本平和委員会を訪ねた。南スーダンの日報を最初に情報公開請求した平和新聞の編集長, 布施祐仁さんに話を聞いた。

布施 実際に何があったのかというのを, やはり知りたいと思ったので (2016年7月に) 情報開示請求したっていう感じです。(11分32秒～)

ii 布施 12月初めに, 開示決定通知書が届きました。既に廃棄をされていて不存在だと, なので開示はできませんという決定通知書でした, こんな形で廃棄をされていたら, 検証ができなくなってしまうということをつぶやいたらですね, そのツイートをリツイートされて, メディアもですね, いくつかの新聞社が一面でこの問題を取り上げて下さいました。

【映像：「稲田防衛相, 隠蔽容認」との2017年7月19日の東京新聞一面トップ記事】 やっぱありました 西谷 あらためて開示すると 布施 そうです (12分4秒～)

iii 【映像：情報公開で開示された日報の「ジュバ市内衝突事案について」と題する（43頁）を示しながら】

布施 政府軍（SPLA）と反政府軍（SPLA-IO）との戦闘が生じたことから宿営地周辺での射撃事案に伴う流れ弾への巻き込まれ弾着。要は砲弾が着弾しているんですね。この自衛隊宿営地の近くで、その目の前のトルコビルというビルがありまして、そこが激しい戦闘になったと。砲弾が着弾してだれかが負傷してるというのがあったりとか。TK射撃（戦車砲が飛び交っていた）、TKとはタンク、戦車ですね。（別の文書は）いわゆる「のり弁」というやつで、タイトル以外は全部真っ黒、政府はずっと和平協定は崩れていないと、PKO5原則は崩れていないと表向き説明してきましたので出せないんでしょうね 実態は崩れている状況ですので

【映像：画面にPKO参加5原則】

- ① 紛争当事者間で停戦合意が成立していること
- ② 当該地域の属する国を含む紛争当事者がPKOおよび日本の参加に同意していること
- ③ 中立的立場を厳守すること
- ④ 上記の基本方針のいずれかが満たされない場合には部隊を撤収できること
- ⑤ 武器の使用は要員の生命等の防護のために必要な最小限のものに限られること（12分33秒～）

iv 【映像：国会答弁】

安倍晋三総理大臣 戦闘行為ではなかった。まあ衝突、勢力と勢力がぶつかった。

稲田朋美 戦闘行為ではない。

布施 国会で説明していること、実際の現地の状況というのはこれまでも食い違ってきたですね。食い違ったときに政府はどうするのかと言うと、当然現地の情報を隠さないとですね、日本の国内での説明が成立しなくなってしまう。（日本での説明を合理化するために）なるべく現地の情報は出さないと。（13分21秒～）

v 西谷 政府がちゃんとした情報を出さないの、事実を確かめるには、現地に行くしかない。自衛隊の宿営地に隣接するトルコビル、いったい何が起きていたのだろうか、2018年5月、南スーダンに飛んだ。

テロップ ジュバ国際空港に着陸 空港からトルコビルが見える 着陸後すぐにビルへ

西谷 本来ならもう出来上がっているんですけど。

テロップ 2016年7月の戦闘で 工事はストップ

西谷 2016年7月の戦闘で、ここは反政府軍が占拠した。

テロップ トルコビルの中

西谷 あれが自衛隊の宿营地だね？ 右が国連, 左が自衛隊, これが自衛隊の基地で、これが国連で、ここで戦闘があったんですね。(13分45秒～)

vi 西谷 今日は(2018年)5月5日です 土曜日です

テロップ トルコビルに反政府軍200人

西谷 今私はトルコビルという9階建てのビルの5階にいます。2016年7月8日から10日、3日間にかけて反政府軍の兵士がここにいて、陣取って、そして政府軍の兵士が囲んで撃ち合いがありました。自衛隊の基地はすぐそこです。目の前に見えています。実は、派兵された隊員の中に自殺された方と負傷して亡くなられた方がいる。(14分54秒～)。

vii 【映像：ウェブ上の記事「南スーダンPKO活動の自衛隊員 2人が帰国後自殺, 1人が傷病死」 政府は16日の閣議で、アフリカ・南スーダンの国連平和維持活動(PKO)に派遣された自衛隊員のうち、12日時点で帰国後に自殺で2人, 傷病で1人が死亡していたとする答弁を決定した。南スーダンにおける業務との因果関係については「関連性は認められないものと認識している。」とした。立憲民主党の阿部知子衆議院議員の質問主意書に答えた。】

【映像：宿营地近くで銃撃戦 巻き込まれる恐れ 「部隊全滅」死を覚悟 「南スーダン証言, 政府説明と落差」「国民に真実知ってほしい」と題する新聞記事 甲 C11-53】

西谷 戦闘は、3日間続き、自衛隊員の頭上を戦車砲やロケット弾が飛び交っていたのだ。(15分29秒～)。

viii 【映像：国会答弁】

安倍晋三総理大臣 戦闘行為ではなかった まあ衝突, 勢力と勢力がぶつかった。

西谷 戦争ではなく衝突というのは全くの嘘だった。(15分36秒～)

(エ) 西谷によるまとめ

i 西谷 私は約20年間ですねこの中東やアフリカで戦争取材してきました。戦争取材してきて感じるのは、例えばアフガニスタンですね。

【映像：アフガニスタンの地図】

西谷 アメリカの戦争のやり方というのは、都市都市を同盟国に任せるというやり方なんですね。

【映像：「Number of killed in Afghanistan」】

USA:2,355 UK:456 Canada:157 France:88 Germany:57
Italy:53 Poland:44 Denmark:43 Australia:41 Spain:35
Georgia:32 Romania:26 Netherlands:25 Turkey:15
Czech Republic:14

西谷 カナダは、不幸にも激戦地のカンダハルを任されてしまったので、大変たくさん殺されています。

西谷 残念ながら日本はもう集団的自衛権の行使を認めてしまって、それをアメリカに報告しているので、もし、今後、アフガニスタンやイラクのような戦争になれば、日本は間違いなく戦争当初から巻き込まれてしまって、大量に人を殺すでしょうし、自衛隊も大量に死んでしまうと思います。次は過酷な戦争に巻き込まれることになるのは間違いないと思います。(17分50秒～)

- ii 【映像：「累計感染者 1億3,077万人余 日本時間午後3時米ジョンズ・ホプキンス大まとめ」「死者284万6136人」】

西谷 世界は今、コロナに襲われて、そして、地球温暖化が進んでいって今後、ますます大型の台風襲われたり、

【映像：ベトナム 台風洪水で17人死亡】【映像：大干ばつ、山火事の消火の様子、地震で多くの建物が倒壊している様子】

西谷 大干ばつや日照り、山火事に襲われたりするでしょう。日本は地震国なので、大きな地震に襲われる可能性も高いと思います。本当に2001年の9.11以後のテロとの戦い、こういうものを、本当にこの21世紀の今、ずっと続けていっていいのかどうか、この根本的なところをもっとみんなで考えないといけないと思います。

【映像：新聞記事「戦争している場合ではない 困難増す「3密」難民キャンプ」】

西谷 戦争ではなく、話し合いで解決しようというこの憲法9条の考え方こそがこれからのアフターコロナの世界のトレンドになっていくと思うんですね。そういう意味では、日本は引き続き戦争をしない国であるというのを宣言していくべきではないかと私は信じています。(18分57秒～)。

- ウ 憲法9条に違反する違憲の新安保法制は廃止するしかない

西谷氏の前記映像により、米国の戦争の実態と事実を隠そうとする日本政府の実態も明らかにされた。

戦争で紛争を解決しようとする(しかし解決しているとは言い難い)米国の行う戦争に対し、日本はこれまでは専守防衛という「国柄」を明らかにした憲法9条を盾に、アメリカの望むような協力を曲がりなりにも拒否して

きた。

しかし、アーミテージ・レポートなどによる米国の要求に応じて新安保法制を制定・施行させて、憲法9条の歯止めを自ら破壊してしまった以上、米国の要求がより激しさを増すことは容易に予測できるし、これに抵抗する最大かつ実質的に唯一の法的根拠も失われてしまったと考えざるを得ない。

西谷氏が憂慮するとおり、新安保法制が廃止されない限り、今後米国の始める戦争に巻き込まれることは間違いない。少なくとも、「巻き込まれることはない」と言えないことは明らかである。

これは、新安保法制の制定・施行による「国柄」の変質がもたらした構造的で具体的な危険性である。

新安保法制は構造的で具体的危険性を有する稀代の違憲立法なのである。

西谷氏がアフターコロナの将来に向けて提言しているとおおり、憲法9条の考えこそが、これからの世界にとっても重要である。

これを否定している違憲の新安保法制は退場させられるべきである。

第3 新安保法制下の有事法制と民間人動員の実態

1, 武力攻撃事態と周辺事態（重要影響事態）、存立危機事態と重要影響事態及び国際平和共同対処事態の関係

すでに原審準備書面（22）で述べたように、武力攻撃事態等と存立危機事態とは重複することがあり得るということになっている。そして、「存立危機事態は概念上は重要影響事態に包含される」（2015年6月5日衆院平和安全法制特別委員会・中谷防衛大臣答弁）というのであるから、これらの概念は相互に一部の重なりを持った概念である。そして、同一事態が、重要影響事態にも国際平和共同対処事態にも該当することがあり、その場合には、まず重要影響事態法の適用を検討し、適用できない時には国際平和支援法の適用を検討する

（2015年6月12日衆院平和安全法制特別委員会・中谷防衛大臣答弁）という。国際平和共同対処事態は、国連決議の存在が要件となっている（国際平和支援法3条1項1号）ので、船舶検査活動を除けばその要件が存在しない重要影響事態の方が発動が容易だということになる。重要影響事態認定は日米の同盟調整メカニズムを通じて行われるというのであるから、事実上米国によって重要影響事態の認定も決定される危険性が高い。

2, 各種事態と有事法制との関係

このように見ると、各種事態概念なるものは、その曖昧さ故に政府の認定

(実質上は米国の判断) によって融通無碍に認定され, その後の対処措置が決められていくことになる。

(1) しかも, これらは全くの想像ではない。実際に, 自衛隊, 防衛省もそのような運用を考えているのである。

(一) 2001 年 9 月 11 日の米国同時多発テロ後のアフガニスタン戦争では, 米国及びその同盟国が個別的又は集団的自衛権の行使として, アフガニスタン空爆した。国連も国際テロリズムを非難し, 国連加盟国に対し, その防止等のための適切な措置をとるよう求める決議を採択した。

これに対し, NATO が創設以来初めてとなる集団的自衛権を発動, 英国も同盟国としてアフガニスタン空爆に参加した。ロシアも米軍機の自国領空の通過を許可, ドイツは憲法解釈の変更によってに派兵し, 後方支援活動を行った。各国軍の派兵は, 集団的自衛権を根拠として行われたものであるが, 「わかる平和安全法制」(朝雲新聞社) は, 「米国同時多発テロ (9. 11) はまさに米国本土が攻撃された事態だ。テロへの警戒は強まっているものの, 今後どのような事態が発生するか予測できない。このような事案が発生し, その主体が東アジア, あるいは東南アジアであれば, 米軍は反撃するために日本周辺でも作戦行動を展開する。具体的には空母等の機動部隊を南・東シナ海に展開させる。あるいは, 日本の米軍基地から米軍輸送機で人員を戦闘地域に送り込むといったことが予想される。」(34 頁) と記載している(甲 B174)。そもそも先制自衛権については, アフガニスタン戦争以前には, 国際法上許されないと考えられていたものであるが, それがアフガニスタン戦争を契機としてこれが認められるとする学者が増えていった。上記の書籍は, 自衛隊の準機関誌と位置づけられる朝雲新聞社が編集し, 防衛大学の教授であった西原正氏が監修しているものであるから, その事例や見解は, 防衛省・自衛隊のものと同じだと推察できるが, 新安保法制が成立した現在であれば, 日本は英国, ドイツと同様にアフガニスタンに自衛隊が集団的自衛権に基づき派兵され米国と一緒に武力行使を行うと考えていたことが重要である。前記西谷氏が動画で指摘するとおり, 新安保法制が制定施行された今, 次にアフガニスタンやイラクのようなことがあれば, 日本も戦地に行かされ, 大量の人を殺し, 多くの自衛隊員が死ぬことになる(前記甲 B159 号証 18:24 ~ 19:48)。

(二) 現実には, 日本は, このアフガニスタン戦争に際して, テロ対策特措法を制定して, 2001 年 11 月 9 日, 米軍等への協力支援に関する事前の情報収集のため, 護衛艦「くらま」「きりさめ」, 補給艦「はまな」をインド洋に派遣した。

その根拠は、防衛庁設置法第 5 条の「調査・研究」（現防衛省設置法第 4 条の 18）であった。同月 16 日基本計画が閣議決定され、同月 20 日に実施要綱が決定され、これを受けて当時の中谷防衛庁長官は、海、空自衛隊に派遣命令を發出し、同月「25 日、護衛艦「さわぎり」、補給艦「とわだ」、掃海母艦「うらが」が出港、「うらが」は被災民救援のためパキスタンのカラチまで援助物資を輸送して帰国。「さわぎり」「とわだ」はカラチまで「うらが」を護衛した後、「くらま」「きりさめ」「はまな」と合流。「不朽の自由作戦」の海上阻止行動に従事する米軍等外国軍艦船への洋上補給等の協力支援活動を開始した。一方、空自も第 1 輸送航空隊の C-130H 輸送機が在日米軍基地間の物資輸送を行った。」（前掲「わかる平和安全法制」（朝雲新聞社）49～50 頁）。これは、テロ対策特別措置法に基づいて行われた後方支援活動であるが、新安保法制制定後は、「国際平和支援法」に定める「国際平和共同対処事態」に当たるため、自衛隊の派遣部隊は今後立法手続きなく国会の事前承認を経て現地に展開、他国軍隊への協力支援活動を行う」（前掲「わかる平和安全法制」50 頁）こととなる。

問題は、この事態を「重要影響事態」と認定するか、「国際平和共同対処事態」と認定するかによって、重要影響事態法を適用するか国際平和支援法を適用するかが変わってくることになることである。そしてそれは、国際平和支援法が、国連の決議等を要求していることから、国連決議等があれば、国際平和支援法に基づく「国際平和共同対処事態」とし、国連決議等がなければ、「重要影響事態」として、重要影響事態法が適用されることとなると想定される。

（三）そして、このような重要影響事態法を発動しての外国軍隊の後方支援活動は、新安保法制制定後は、それまでの周辺事態という地理的限定のない重要影響事態という認定がされれば、南シナ海での軍事紛争においても行われうる。「某国が軍事力を行使し、フィリピン領の島嶼部を不法占拠した。フィリピンと軍事協定を結ぶ米国は集団的自衛権を発動、軍事介入した。シーレーンは封鎖されてはいないが、この海域の航行に危険が伴う状況となった」（前掲「わかる平和安全法制」40 頁）場合、「政府はこの状況を「重要影響事態」と認定。直ちに国会承認等の手続きを行い、海自補給艦を南シナ海に派遣、米艦艇への燃料補給など後方支援活動を実施。さらに大型護衛艦「いずも」を派遣し、米対潜ヘリへの給油も行う。また、米国及びフィリピン政府の要請を受けて日本は KC-767 空中給油／輸送機をフィリピン空軍基地に派遣し、戦闘機への給油も開始する。なお、この場合、米軍への弾薬の提供等も可能となる。」（前掲「わかる平和安全法制」40 頁）と書かれているように、米国以外の外国が攻撃され、米国と同盟国であった場合、日本は、米国や外国からの要請で武力を行使する米軍等への後方支援（テロ対策特措法では禁じられていた弾薬提供も、戦

闘行為の発進準備中の戦闘機への給油も行う)を行うこととなる。武力行使との一体化を避けるため「現に戦闘が行われていない地域」との限定についてはあるが、戦闘行為を行っている軍隊への弾薬提供や戦闘行為の発進準備中の戦闘機への給油は、武力行使と一体化していることは明らかである。

(四) さらに、上記(一)のように、アフガニスタン戦争への経緯と派兵は、新安保法制法が成立した後である現在では、「存立危機事態」と認定されうることとなり、日本の自衛隊も集団的自衛権を根拠として、外国軍に対する後方支援だけでなく、これと一緒に武力行使を行うことも可能となる。この事例のように、米国本土がテロ攻撃を受けた場合(前掲「わかる平和安全法制」34頁は、同時多発テロ(9.11)を武力攻撃と考えているが、テロは犯罪であっても、武力攻撃ではないという主張も有力になされている)、「わかる平和安全法制」34頁は、「この事態が『存立危機事態』と認定できるのか、『重要影響事態』となるかについては、その時点における日本の状況の深刻さによって分かれるところだ。米国の被害が甚大で、その影響によって日本の社会そのものが危機的状況となれば、『存立危機事態』として米艦あるいは米軍航空機の防護を行う。つまり集団的自衛権による武力の行使である。日本の被害が、そこまでには至らず『そのまま放置すれば我が国に対する直接の武力攻撃に至る恐れのある事態(重要影響事態)』であれば、米軍などの他国軍隊への後方支援活動を行うということになる。」「もちろん、在日米軍基地が攻撃を受けた場合は、我が国への武力攻撃であり、個別的自衛権を行使して反撃する。」と記載している。重要影響事態、国際平和共同対処事態、存立危機事態、武力攻撃事態が截然と区別されているものではなく、流動的な概念であることがよくわかる。

(五) 以上のように武力攻撃事態と存立危機事態、重要影響事態がそれぞれ併存重複し、包含関係にあることから考えれば、日本政府の事態認定によって、重要影響事態や存立危機事態のような、本来、有事法制により国民動員体制が予定されていない場合でも、同時に武力攻撃事態が認定されることによって、日本国民の基本的な人権の侵害は起こり得るのである。

重要影響事態の段階にとどまる場合には、自衛隊は後方支援にとどまり、ここでは、他国(米国)の武力行使との一体化が生じていないかどうか最も重要な問題となる。イラク派遣の際の航空自衛隊の行動と同様の問題である。しかして、新安保法制法により発進準備中の航空機への給油・弾薬の提供まで解禁されたのであるから、どのように取り繕っても国際法上武力行使の一要素(兵站)と位置づけられ、武力行使との一体化を避けることはできない。

3. 民間人動員の実態(民間フェリー一等が武力行使・訓練に動員された事例を示

すドキュメンタリー 甲B163の1～3を通して)

それでは、新安保法制が成立した結果、労働者、国民、市民はどのような影響を受けることとなるのか。

- (1) 武力攻撃事態等の有事や自衛隊の海外派遣に際しては、民間企業・労働者は、様々な形で戦争協力を求められる。例えば、旧テロ特措法にもとづくアフガニスタン戦争での多国籍軍への給油に際しては、自衛隊の補給艦や護衛艦の修理に必要な民間技術者が現地に多数派遣された。また、イラク戦争に対する日本の支援活動では、武器弾薬を含む装備品等や人員の輸送は99%が民間の輸送力に依存し、ここでも民間技術者が派遣された。しかもこれらは旧イラク特措法の根拠規定にもとづいて協力を求められたのではなく、国と民間企業との任意の契約に基づくものであった（甲A45 2015年8月26日参議院平和安全法制特別委員会会議録25～28頁）。

新安保法制法制定後の2018年12月18日に国家安全保障会議によって決定され閣議決定された「平成31年度以降に係る防衛計画の大綱」

（以下、新防衛計画大綱）では、「IV 防衛力強化にあたっての優先事項」「2(2) 従来の領域における能力の強化」「エ 機動・展開能力」において、「迅速かつ大規模な輸送のため、島嶼部の特性に応じた基幹輸送及び端末輸送の能力を含む統合輸送能力を強化するとともに、平素から民間輸送力との連携を図る。」としている。

この点、証人半田滋氏は、「民間の船と違って自衛隊の船は敵から攻撃されても沈みにくい作りになっていますから非常に高価なんです。そういう高価な船をたくさん作るわけにはいかないという財政的な事情があります。自分たちの自衛隊だけではまかないきれない部分を民間の輸送力に頼っていかうといったことから民間船舶を活用していかうというアイデアになったわけです。」（甲B163の1 8分54秒～）とその理由を説明している。

- (2) 新安保法制で民間人は戦争にどのように関与させられるか、どのような危険な目に遭うか

このことを予測するうえで、重大な出来事があった。1991年1月17日に米国を中心とする多国籍軍がイラクを空爆することによって始まった湾岸戦争の際の出来事で、名古屋テレビ放送が作成した、ドキュメンタリーである、「防衛フェリーー民間船と戦争」（甲B163の1）及び「行ってみれば戦場だった～葬られたミサイル攻撃」前篇・後編（同の2，3）に生々しく描かれている。

以下、上記2つのドキュメンタリーの映像をなぞることで、証明したい。

- (一) 民間輸送力活用のため、民間のフェリー会社など8社が協同で特別目的

会社を設立し、船の維持管理や船員の雇用を行う。防衛省は、この会社と契約し防衛出動や災害派遣に活用する。契約金は10年間でおよそ250億円に上る(甲 B163の1 12分2秒～)。この狙いについて、水野谷賢司防衛装備庁装備制度管理官は、「島嶼部への攻撃への対応や緊急時の対応に、あるいは大規模災害に自衛隊が優先的に活用できる船舶を確保するということをございまして、具体的には72時間以内に運航できる体制を確保していただくということをございます。」(前同 11分42秒～)と述べている。その有用性について水野谷は、「民間の資金能力を効率的かつ効果的に長期的に活用できる。我々の必要性もあつて出ていただきたい時にまさに運航できるかどうかということ協議しまして、まず危険であるとかそういう状況では運航しない。」(前同 12分36秒～)と語っている。実際に、自衛隊はフェリーを借り上げ、隊員の輸送や訓練のために戦車の輸送が行われている(前同 0分6秒～)。そして、海上自衛官では賄えない船舶運航技術を補うために、新に予備自衛官補制度を作り船員等民間人の軍事行動への協力動員体制を作りつつある(前同13分55秒～15分16秒)。

- (二) 2016年3月、防衛省が契約した民間船の安全性について、国会で議論となり、安倍首相(当時)は、「民間事業者に運航してもらう以上、安全の確保が大前提でありました。武力攻撃事態における、輸送についてあくまでも輸送を行っている間、すなわち輸送開始から終了まで武力攻撃が予想されない安全な地域に限って行うものであり安全確保のために万全を期していることは言うまでもないわけをございます。」(前同 27分41秒～28分20秒)と答弁している。

しかし、湾岸戦争では、政府が米軍の物資を民間企業に輸送を依頼し、事前の条件では、戦地には行かないということであったのに、実際には米軍の指示により、日本船の立入が禁じられていた戦闘地域に米軍物資を運ばされていた。

当時の日本の法制度ではアメリカの要求に応えられなかったにもかかわらず、後方支援行為が行われたのである。当時の外務省北米局長松浦晃一郎氏は、「目に見える協力をしてほしいというのがアメリカからのみならず国際社会全体の声だったんですね アメリカはより具体的に言えば自衛隊を後方支援で出してほしいと 海上自衛隊ですね 今のよう新しい安保体制ができていればどうかということはありませんけれども 当時はもちろんそういう体制ができていないし そうするとやはり民間で協力すると。」(甲 B163の2 6分57秒～)と答えている。

(三) この要請に対し、全日本海員組合は航行を拒否した。それは、第二次大戦当時、徴用により戦力輸送を担当した民間の船舶が米軍に徹底的に狙われ、補給路を断つため、日本の民間船が沈められたという教訓があったからである。太平洋戦争での死亡率は、民間船員43%に対し、海軍16%と軍の2倍以上に上った(甲B163-1 17分43秒~27分, 甲B163の2 13分54秒~)。このような犠牲の教訓を踏まえ戦後の海員組合は、戦争への協力を拒否していたのである。

(四) しかし、海員組合が日本政府の説得に応じ、武器弾薬などを積まない、輸送の内容次第で船員は乗船を拒否できるなどの条件を付けることで運航が再開されることになった。日本政府は、大手船会社が協力を拒否したため、小さな海運会社に協力を求め運航することにした。その際、政府と契約しイラクへの攻撃準備を進める多国籍軍を支援するためペルシャ湾に派遣したのが、「平戸丸」と「きいすぷれんだあ」であった。「きいすぷれんだあ」の船長は、「戦争には行かない戦争には参加しない武器弾薬を運ばない」という条件を付けた。当時の外務省松浦晃一郎北米局長は、国会審議で、「次の諸点につきましてアメリカとの間で了解をしております。武器、弾薬、兵員は輸送対象としないこと、協力相手国の指揮命令下には入らないこと、乗組員の安全のために安全航行に関して緊密に協議すること。」(前同 27分4秒~)と答えている。

(五) 日本政府は、東経52°から西を危険海域とし、船の航行を禁止していた。しかし、米軍が要求した行き先は、52°線よりも西にあるダンマンだった(甲B163の3 4分30秒~)。米軍将校は、日本政府は憲法に反するから戦争に参加しているといえないと事前に説明を受けていたのに、日本政府が輸送船を送った事実を驚いたという(甲B163-3 6分26秒~)。輸送船の船員は、米軍の将校が度々乗り込み行き先を指示していたと語っている(前同 6分~)。

そして、運んだ物資は、「(運んだ)トレーラーは大切な物資や燃料を運んだのだろう。間違いなく軍事目的に利用されたと思う。」(前同 7分28秒~)というように、軍事物資であった。

しかも揚地は、日本政府が立入自粛を要請しているダンマンであることを明記された公文書に外務省北米局長松浦晃一郎及び運輸省海上技術安全局長戸田邦司はそれぞれ記名し押印してそれを承認している(前同 7分53秒~)。政府が安全を認めていることを理由に、全日本海員組合もダンマンに向かうことに同意していた。「きいすぷれんだあ」がペルシャ湾に入港した時、水先案内人は、毎晩ミサイル攻撃があると言い、防毒マスクを腰にぶら下げていた。当時、化学兵器が使われていると言う情報

が流れ、「きいすぶれんだあ」の船員にもガスマスクが配られた。

入港後3時間あまりが過ぎた頃（1991年1月22日午後5時45分）、ミサイルが飛来し、港に配備されていたパトリオットが発射された。付近へのミサイル攻撃は2日間にわたった。それは、揚げ荷をしていた米軍の輸送部隊の若い兵隊が「おんおん」と泣き、米軍の将校がなだめている様な状況であった（前同 11分4秒～15分7秒）。

日本政府の説明とも、海運組合の説明とも異なるダンマンの状況に対し、松浦北米局長は、「人的被害も物的被害もでなかったのも、良かったと思った」というだけであり（前同 15分40秒～）、運輸省海上技術安全局長の戸田氏に至っては、「（運輸省としては）対応できない。いやいやその船は動いているし、その荷役も計画どおりしないとならないから、あのいちいちそれで船を止めたり、行き先を変えたりしたら、また大変な面倒な話になる。突発的なことですからね。あり得ることなんで。ああそうというくらいの話です。」と言うだけである（前同 16分13秒～）。

船長の橋本氏は、現場での出来事を報告書にまとめ、船会社を通じて外務省に提出した。「岸壁上の兵隊は皆マスクをかぶりながら倉庫に駆け込んだのが見え、本船も皆船内に入り、通風をストップしドアを閉めました。安全地帯かどうかというよりも戦闘地域との感じがあります。本船入港当時は戦場であった。」と報告している（前同 16分50秒～）。この報告書は、無期限の極秘として扱われていたが（前同 19分1秒～）、ミサイル攻撃にさらされた後も帰国の指示は出されなかった（前同 22分15秒～）。

政府の要請により米軍物資を輸送した民間輸送船がミサイル攻撃にさらされたことを報告した文書を公表すべきかどうかについて、松浦北米局長は、「当時の私の国会答弁を見てくださいよ。90億ドルでいかにね、予算委員会で連日やり、さらには外務委員会、大蔵委員会を全部やっているんですから、こういうこの問題はほぼ徹夜の連続ですから、申し訳ないけど下に全部授權していますから。」（前同 26分30秒～）と言って、文書は公表されるべきでないと言う。戸田海上技術安全局長は、「国会に公開していいことなんか何もない。うるさいだけ。こんな中身まで、国会で質問なんかされて答えられる話じゃない。余計な労力がかかるじゃないですか。この忙しい、もの凄く忙しい時にさ。国会議員に呼び出されて野党なんか『お前らこんなこと隠している』なんて言われたらね。もうあれですよ能力の3倍あっても4倍あっても足りない。だから知らせないで済むことは知らせない。」（前同 27分46秒～）と開き直っている。

「国会での追及がうるさいだけだから知らせないで済むことは知らせ

ない」という。これは本音であろう。しかし、国権の最高機関である国会での審議に対して、国の行方に関わる情報を、「忙しい」とか「うるさいから知らせない」という官僚のこの感覚は、その後、新安保法制が施行された今日まで続いている感覚なのであろう。戦争に参加する自衛官や協力させられる民間人にとっては、言葉を失うほどの冷酷さ鈍感さである。新安保法制は、現実には、かような憲法・人権感覚しかない政府関係者によって、民間人をも犠牲にして運用されてしまうであろう。新安保法制が速やかに廃止されるべき理由がここにもある。

- (六) 法律による協力や強制ではなくても、国と民間企業との任意の契約という形で、企業が戦争や武力紛争に関与し、そこで働く労働者が関連業務への従事を命じられることとなる。民間の労働者が戦争にかり出される時、形式がどうあれ、国からの要請は拒否できない圧力として働くであろうし、この国では拒否する者は非国民扱いされることとなる（甲B163-1 1分43秒～）。

そして心ならずも戦争に協力・加担させられた者は、その後、心に深い傷を負い続けることになるのである。

戦場には行かせないという事前の約束に反し、戦場に米軍の物資を運ばされた船長は、「後方支援で武器弾薬を積まなければ憲法に違反することもなしこの程度ならやっぱり対応しなきゃいけないのかなというのを感じましたね。それ程まで圧力がかかるのであれば9条を守るならここまでならば許されるのかなという気持ちはありましたね。」（甲B163-2 24分5秒～）と語り、「後方支援の問題もありますね。多分ね。そのやっぱりしないですめばしないほうがいいですね。やっぱりね。戦争にある意味加担したわけですからね。もう戦争には二度と手を触れたくないというか染めたくない。」（甲B163-3 29分16秒～）と答え、テレビレポーターから「少し触れたという思いはありますか」と聞かれた船長は、「泣き出すのを必死にこらえ目頭を押さえそして泣きながらすみませんちょっと…ありますね。はい。」（前同 29分50秒～）と自らの心の傷を語っている。これは、憲法9条を内面化した日本人が自分が憲法9条に反する戦争に加担してしまったことに対する心の傷である。志田陽子教授が人格権の一つとして分類している人格的自律に関わる人格権であり内心の平穏な人生を送る権利である生活平穏権としての人格権が侵害されたことによる精神的苦痛なのである。政治的少数者の不満や憤懣の声ではない。日本の憲法9条下で生きる多くの民衆は、このような思いを抱いている。控訴人らも同様である。憲法9条に違反する行為を認めることによって戦争に加担したくないという思いを傷つけられるとい

う点で共通のものがある。

この米軍の後方支援で民間船舶を戦場に派遣したことに対して、当時の外務大臣であった中山太郎氏は、「船を派遣したこと自体が戦争に加わったということですから。いろいろな経験を国民がして脱皮していくわけですね。まあそういう意味では日本は成功した。」(前同 28分50秒～)と感想を述べている。

- (七) 戦場で他国の後方支援をすることは他国の武力行使と一体化することであるから憲法9条1項の武力行使の禁止に違反することになる。イラク戦争で武装米軍兵を運んだ航空自衛隊の行為が憲法9条1項に違反すると判断されたのと同様である。そして、そのことを当時外務大臣の立場にあった者が、「船を派遣したこと自体が戦争に加わった」ということだとして憲法違反に該当することを認識しながら、「いろいろな経験」の1つで済ませてしまっているのである。外務省の北米局長の発言、運輸省海上技術安全局長の発言、いずれを見ても憲法9条に違反することの重みは微塵も感じられない。この政治家や官僚と民間船の船長との憲法9条に対する受け止め方の差こそ、この事件で問われていることである。原判決を含めすでに出された同種事件の裁判所の判決は、判決を下した裁判官も、憲法尊重擁護義務がある立場にありながら、これら政治家や官僚と同様の認識しかないものといわざるを得ない。控訴人ら普通の人々が憲法9条を内面的な規範として極めて大事なものと思っていることを全く理解できていないのである。

第4 日本国憲法は日本の防衛政策に何を求めているのか

- 1, 本訴訟は、国の防衛政策のあり方を議論するものではない。あくまでも、1947(昭和22)年5月3日に施行された現行の日本国憲法に照らし、「自国が攻撃されてもいないのに、安全保障条約を結んでいる国の利害に関わる事象をもって日本の利害に関わるとして、条約相手国が仮想敵国としている国に対して平時から共同訓練時の武器防護等の名目で軍事的圧力をかけ、必要があれば条約相手国と共に武力行使に踏み出す、そのような防衛政策を根拠付ける法律の制定が許されるかどうか」を問題としている。(なお、アジアの一員である日本に、アジア内での「仮想敵国」が本当に存在するかどうかよくよく検討しなければならないが、その点は深入りしない。)
- 2, 甲163-3の動画は、最後に「日本国憲法が施行されて71年 こ

の国はどこに向かっているのか」と問いかける。「国のかたち」は、すなわち日本国憲法によって形作られたものである。

新安保法制法の前提となる防衛政策は日本が世界のどこでも積極的に「武力行使（戦争）できる国」になることである。そして、それは米国の要求（米国の国益を体現する）に応じるためのもので、個々の日本国民の日常生活や教育・文化・精神までも軍事的な色合いに染めていくものと言わざるを得ない。

積極的に戦争のできる国になることを日本国憲法は許しているであろうか。戦争のできる国になることは、本書面に取り上げた各動画が示すとおり、国内では自衛官だけではなく民間人も含めて、平時から有事まで武力行使やその準備行為に常に駆り出される状況を作る。そして、海外では罪なき人々のいのちと平穏な生活を破壊する。日本の国土と環境、日本の国民の安全と文化と幸福のために、本当にこれらが必要であろうか。控訴人らの「二度と政府に戦争をさせてはならない」という共通の確信に基づく権利・利益を犠牲にしてでも実現すべき合理性を有しているであろうか。

- 3、西谷氏作成のもう一つの動画「中村哲さんと憲法9条」（甲 B1 6 4 号証）は、その答えを我々に示してくれている。武力行使・威嚇によって平和を実現することも、人々の幸福追求権を実現することもできない。いわゆる軍事抑止力を国際政治において不可欠のものと位置づければ、国家間で某かの利害対立が起こり国際紛争に発展したとき、どうしても軍事的緊張を招くことになる。その結果は対立国家のいずれもが軍拡を余儀なくされ、軍拡そのものが軍事緊張をさらに高める悪循環に陥り、人命や、平穏な生活、環境などが犠牲になっている。国（その利害は必ずしも個々の国民の利害と一致しない）の安全保障ではなく、人間の安全保障、すなわち戦争の原因となる貧困、分断などをできる限りなくす取り組みこそが日本国憲法前文と9条が求める国家と国民に向けた積極的平和主義である。

このような考え方は、決して特異なものではない。日本国憲法が制定された歴史的な文脈や前文の文理にも添い、武力行使・威嚇を違法とし（国連憲章2条4項、33条）、「人間の安全保障」（1994年国連開発計画（UNDP）報告書）を実現しようとする世界の人々の生の声に根ざす国際世論とも整合性を持ち、政治信条や立場を問わず了解可能なものである。

イラク戦争時、元防衛省幹部が「1人の自衛官の生命も日本国防衛の目的ではない海外出兵で失わせない。そのためにこそ憲法9条を守らなけ

ればならない」と訴え、イラク戦争の不正義と9条改憲の危険性を指摘し、イラク派兵差し止め訴訟を闘い生命をかけた（甲 B173 号証 「我自衛隊を愛す 故に憲法9条を守る」防衛省元幹部3人の志）。イラク特措法による海外派兵と新安保法制法における憲法上の問題点はほぼ重なる。しかして、恒久法である点、地域的限定がない点、集団的自衛権解禁等の自衛隊権限拡大の点で、その違憲性は新安保法制法のほうがはるかに明白であり、また自衛隊のリスクも大きい。

誰もが中村氏や元防衛省幹部のように行動できないとしても、少なくとも武力で他国の人々を傷つけることに加担せず、「政府の行為によって再び戦争」させないための努力をすべきは、日本国憲法を持つ国の国民としての最低限度の責務であろう（97条、12条）。そして、そのなかでも、最も重い責任と義務を有しているのは今や司法であろう。

以 上